**令和６年度しょうない氣龍祭　屋台村出店募集要項**

**◆しょうない氣龍祭の概要**

１　開催日時

　　日付：令和６年８月１１日（日・祝）毎年山の日開催とします。

時間：１７時～２０時３０分（予定）

※台風・荒天による警報、特別警報の発表や発表される可能性が高い場合、または、

地震や災害の発生など、まつり開催に支障があると予想される場合は、まつりを中止します。

２　しょうない氣龍祭開催場所

　　県道４４号線　和心交差点～鶴岡信用金庫余目支店間を通行止めして開催します。

　　交通規制時間帯は１５時３０分～２２時３０分（予定）

**◆しょうない氣龍祭 屋台村出店募集要項**

１　目的

しょうない氣龍祭において、町内業者を中心とした事業者より「食」を通じて、庄内町や庄内地方の魅力を発信することを目的とします。

２　対象者

　　期日までに申し込みをした事業者で、保健所の営業許可を持っている、または事前に取得予定の方

３　出店時間（予定）

　　１５時～２１時（予定）

　※準備は１４時からとし、後片付け完了は２２時までとします。

　　※しょうない氣龍祭が中止の場合は、出店できません。その場合、出店料の返金はいたしません。

４　出店場所

（１）ＪＡ庄内たがわ農協新余目支所駐車場

（庄内町余目字土堤下３６番地１）２５店舗（最大）

（２）鶴岡信用金庫余目支店駐車場

（庄内町余目字上朝丸９５番地）３店舗（最大）

※１事業者につき１区画の使用とし、１店舗の出店とします。

※出店希望者数が、それぞれの出店場所の規模を超える場合は、町内事業者及び庄内町観光協会会員を優先させていただきます。庄内町観光協会への入会をご希望の方はご連絡ください。

なお、それでも、出店場所の規模を超える場合は、事務局にて抽選を行います。

５　出店料

（１）ＪＡ庄内たがわ農協新余目支所駐車場：

町内事業者及び庄内町観光協会会員３，０００円／町外事業者５，０００円

（２）鶴岡信用金庫余目支店駐車場：

町内事業者及び庄内町観光協会会員１，０００円／町外事業者３，０００円

※中止となった場合、出店料は返金いたしません。

※一営業許可ごとの料金になります。

６　出店スペースと貸し出し備品

Ａ者スペース

Ｂ者スペース

　　■出店スペース

　　＜テントで出店する方＞

　　・テント０．５張り（２．５ｍ×１．７５ｍ）分のスペース

※テント１張り（５．３１ｍ×３．５５ｍ）分のスペースを

※レイアウトイメージ

（０.５張り使用の場合）

ご希望の場合は、申請時にお申し付けください。

なお、応募状況によりご希望に添えない場合がございます。

＜キッチンカーで出店する方＞

・幅５ｍ×奥行３ｍ分のスペース

※車両左側（助手席側）を販売面と想定し広場中央に向け配置。

　　■貸出備品（テント出店者のみ）

　　＜無料で貸し出すもの＞

　　・長テーブル・パイプ椅子２脚ずつ

　　＜有料で貸し出すもの＞

・テント０．５張り（２．５ｍ×１．７５ｍ）につき２，０００円

※テント１張りの場合４，０００円となります。その場合、長テーブル・パイプ椅子

４脚ずつ無料でお貸しします。

※貸し出し希望の場合、テントは実行委員会にて組み立てを行います。

　　■ご用意いただきたいもの

　　　上記貸し出し備品以外のもの

　　　（例）発電機、照明（夜暗くなり手元が見えづらいため）、各店舗の装飾など

７　本事業への参加条件

　参加条件として、以下の事項を順守できる事業者であることとします。

（１）出店位置は実行委員会に従うこと。

（２）開店時間及び閉店時間を守ること。

開店時間：１５時（予定）

閉店時間：２１時（予定）

なお、準備、後片付けはそれぞれの前後１時間とし、時間内に設置、撤去を行

うこと。

（３）１５時３０分～２２時３０分（予定）の交通規制時間帯は、規制区間内（和心交差

点～鶴岡信用金庫交差点）車の出入りは禁止となります。

（４）販売する品目などについて、調整させていただく場合、指示に従うこと。

（５）申込書を提出頂いた後に、他の出店者と内容（販売品目や価格）を勘案して、出

店場所など総合調整を図らせて頂きますので、予めご了承ください。

（６）出店当日の運営を出店許可を得た者以外が行うことや名義の貸し借りは禁止です。

（７）原状復帰できること

　　　　テント内、テント周辺は清潔に保ち、こちらから提供した出店場所について、祭

　　　　り開催前と同様の状態で使用する事業者であること。

（８）給水・排水設備はありません。排水を排水溝や、道路、植え込みなどに捨てないこ

と。

（９）保健所へ臨時の営業許可申請等、各種必要な手続きができること。

　　　　発行された許可証などを、テント内に掲示してください。

　　　　※事前に申請した内容と異なるものは販売しないこと。

（１０）生産物賠償責任保険等、各種必要な手続きができること。

　　　　　発行された許可証などを、テント内に掲示してください。

　　　　※事前に申請した内容と異なるものは販売しないこと。

（１１）売れなかった場合、補償等はありません。

（１２）お客様用のゴミ箱を設置し、調理等で発生したゴミとともに各自持ち帰ること。

（１３）出店者の駐車場は全農余目倉庫を予定しており、その日のうちに車を搬出するこ

ととし、事前に台数を報告すること。

（１４）申込みの段階で、他事業者の申込み状況はお伝え出来ません。また、他事業者に

関する配置の要望等は受付いたしません。

（１５）他事業者とのトラブルは厳禁です。発生した場合その場で営業停止、来年以降出

店をご遠慮いただく場合がございます。

（１６）雨天決行となりますが、台風や荒天が予想される場合は中止とします。その場合、

準備等に要した経費を含め、出店に要する全ての費用について責任は負いかねます。なお、開催可否等の情報は、氣龍祭や観光協会ホームページ、各種SNSにてお知らせしますので、随時確認をお願いいたします。

（１７）台風等荒天時に、出店者が準備の都合等から出店できないと独自に判断される場合は、その旨を事務局にご連絡ください。その際、出店料の返金はいたしません。

（１８）台風・荒天による警報、特別警報が発表された、または、発表される可能性が高

く、まつり開催に支障があって中止となった場合の出店料は返金いたしません。

９　その他注意事項

（１）発電機を利用される方へ

発電機を持込する場合は、１事業者1台までとし、事前に寸法や配置について申請してください。また、電源コードは必ず養生し、来場者や他の出店者の妨げにならない場所に置き、排気にご注意ください。なお、燃料の補給は必ずエンジンを切って行ってください。

（２）火気を扱う方へ

火気を扱う場合は、必ず消火器を設置してください。配置場所については参加決

定後に事務局が配布する「ブース配置図」に記載のうえ必ず提出してください。

（３）食器等を扱う方へ

テント内にハンドソープ、アルコール消毒スプレー、１８リットル以上の給水タ

ンクとバケツを設置してください。

（４）運搬車等について

規制時間帯は車両の出入りは禁止となります。搬入・搬出に関するルール・時間

を守ってください。運搬車は、事前に使用する台数を報告し、こちらで指定した

場所に停めてください。なお、事前に使用される運搬車数を報告していただきま

す。

（５）保健所や消防署、警察署などの立会検査があった場合は、検査に協力し、検査にて

指導があった場合は直ちに従ってください。

（６）貸出する物品以外のものは各自で用意してください。

（７）発電機以外の物は、テント内に入れて営業してください。

（８）販売スタッフの飲酒は禁止です（酒気帯びも不可）。

（９）出店する会場内は全域禁煙です（電子タバコも不可）。

（１０）屋台村会場内に飲食スペースを設置しますので、独自の飲食スペースを設置しないでください。

（１１）行列ができた場合は、来場者や他店に迷惑にならないように各店で整列してくだ

さい。

（１２）その他、記載事項のないものに関しては、実行委員会の指示に従ってください。

１０　出店申込みの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付 | 内容 | 備考 |
| ６月１０日（月） | 【必着】出店申込締切※先着順ではありません。 | ・誓約書・出店申込書・営業許可の写し・生産物賠償責任保険等の証明書の写し・キッチンカーの場合は、キッチンカーの車検証の写し |
| ６月２１日（金） | 出店者の決定 | 内容審査のうえ、出店者を決定し、出店決定通知書を送付します。 |

１１　申込について

上記事項を順守のうえ、別紙「しょうない氣龍祭　出店申込書」にて申込ください。

●申込期限：６月10日（月）必着

●申込場所：庄内町観光協会窓口（新産業創造館クラッセ内）までFAXかメール、もしくは直接提出ください。

|  |
| --- |
| 【担当】しょうない氣龍祭実行委員会（庄内町観光協会内）　　横田、須貝　〒999-7781　庄内町余目字沢田１０８番地１Tel：0234-42-2922　Fax：0234-43-6422Mail:shonai.kiryusai@gmail.com |